

瀬戸市水道事業管理規程第2号

瀬戸市水道事業の組織及び処務に関する規程（平成18年瀬戸市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年12月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(職制)			(職制)		
第7条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。			第7条 法令に特別の定めがあるものを除くほか、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。		
組織	職名	職務	組織	職名	職務
<省略>			<省略>		
係	係長	上司の命を受け、係の事務を整理する。	係	係長	上司の命を受け、係の事務を整理する。
			課及び管理 事務所	主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
			課及び管理 事務所	技師	上司の命を受け、技術をつかさどる。
2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。			2 前項に規定するもののほか、市長は、次の表の組織欄に掲げる組織にそれぞれ同表の職名欄に掲げる職を置くことができ、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。		
組織	職名	職務	組織	職名	職務
<省略>			<省略>		
課及び管理 事務所	主幹	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。	課	主幹	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。
<省略>			<省略>		
課及び管理	主査	上司の命を受け、特定の事	課及び管理	主査	上司の命を受け、特定の事

事務所		務を整理する。	事務所		務を整理する。
課及び管理 事務所	主任	係長を補佐し、及び上司が 命ずる事務をつかさどる。			
課及び管理 事務所	主事	上司の命を受け、事務をつ かさどる。			
課及び管理 事務所	技師	上司の命を受け、技術をつ かさどる。			
3 <省略>			3 <省略>		

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規程による改正後の瀬戸市水道事業の組織及び処務に関する規程を施行するために必要な準備行為は、この規程の施行前において行うことができる。